

第3章 高等学校教諭の普通免許状

第1節 大学卒業等による免許状の取得方法（免許法第5条別表第1）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と高等学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学における単位修得が必要です。

1 基礎資格及び最低修得単位数

所要資格 免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数(注)1	左記の最低修得単位数とは別に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションについて各2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作について、2単位の修得が必要。
		教科及び教職に関する科目	
専 修 免 許 状	修 士 の 学 位(注)2	8 3	
1 種 免 許 状	学 士 の 学 位	5 9	

(注) 1 最低修得単位数は、高等学校教諭免許状（各教科）を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」36単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

2 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含みます。

3 1種免許状を有し、専修免許状をこの表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、有する免許状（所要資格を得ている場合も含む。）に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 単位の修得方法

教科及び教職に関する科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
		専修・1種
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項（注）1	24
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 4単位以上（注）2	
教育の基礎的理解に関する科目 （注）6①	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 （4）
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 （注）3	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）（注）4	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 （注）6②	総合的な探究の時間の指導法	8 （5）
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 （注）3	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
教育実践に関する科目	教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。） （注）5、6③	3 （2）
	教職実践演習（注）6④	2
大学が独自に設定する科目		（注）9

（注）1 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、免許教科の種類に応じ、29頁から31頁の「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得表により各1単位以上修得することが必要です。

【教科に関する専門的事項に関する科目の修得表】

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学・自然地理学
	地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	ソルフェージュ
	声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図
	デザイン
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
商船	商船の関係科目 職業指導

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」
備考	1 「 」内の事項については、そのうち1以上の事項について修得すること。 2 各科目は、一般的包括的な内容を含むこと。

- 2 「各教科の指導法に関する科目」は、取得しようとする免許教科について修得することが必要です。
- 3 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上を修得することが必要です。
- 4 教科及び教職に関する科目は、それぞれ各科目に含めることが必要な事項について全ての事項を含んで修得することが必要です。
- ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことは要しません。
- 5 「教育実習」は、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）の教育を中心とし、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。

教育実習については、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる「各教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く）の単位をもって替えることができます。

教育実習の単位数には、1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目

の単位をもって充てることはできません。

6 小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合

- ① 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎的理解に関する科目」の単位を充てることができます。
- ② 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位を充てることができます。
- ③ 「教育実習」については2単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位を充てることができます。
- ④ 「教職実践演習」については2単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職実践演習」の単位を充てることができます。

7 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の免許状を取得する場合には、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数の半数までの単位を「教科に関する専門的事項に関する科目」により修得することができます。この場合には、「各教科の指導法に関する科目」にあつては1単位以上、その他の科目にあつては最低修得単位数欄の（ ）内の単位数を修得するとともに、最低修得単位数欄の（ ）外の単位数との差に相当する単位数を、当該教科に係る「教科に関する専門的事項に関する科目」により修得する必要があります。

8 工業の教科の免許状については、当分の間、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位数を「教科に関する専門的事項に関する科目」により修得することもできます。

9 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数			
専修免許状	36	1種免許状	12

- ① 専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」36単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、28頁の「2 単位の修得方法」の表に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得することが必要です。
- ② 1種免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」については、同表に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得することが必要です。

第2節 教員歴と単位修得による免許状の取得方法（免許法第6条別表第3）

高等学校教諭1種免許状所有者が、高等学校教員としての在職年数と単位修得により高等学校教諭専修免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

高等学校教諭専修免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基 礎 と な る 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 1 種 免 許 状
在 職 年 数（注）1	3 年以上
最 低 修 得 単 位 数（注）2	1 5 単位以上

（注）1 在職年数及び単位修得は、高等学校1種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 大学院の課程、大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程又はこれと同レベルの認定講習等における「大学が独自に設定する科目」について修得することが必要です。ただし、3単位までは、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をもって替えることができます。

第3節 他教科の免許状の取得方法（免許法第6条別表第4）

1 高等学校教諭普通免許状を有する者は、次の表の単位修得により、他教科の高等学校教諭免許状を取得することができます。

他教科の免許状を取得する場合の基礎資格及び最低修得単位数

取得しようとする 他教科の免許状	基礎となる免許状	最低修得単位数（注）1		
		教科に関する専門的 事項に関する科目 （注）2	各教科の指導法 に関する科目 （注）3	大学が独自に 設定する科目
高等学校専修免許状	高等学校専修免許状	20	4	24
高等学校1種免許状	高等学校専修免許状 又は 高等学校1種免許状	20	4	—

（注）1 単位は、認定課程を有する大学（短期大学を除く。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。ただし、専修免許状を取得するために必要な「大学が独自に設定する科目」の24単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程、これと同レベルの認定講習等において修得することが必要です。

2 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法については、29頁から31頁の「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得表により、免許教科の種類に応じて、各科目につき各1単位以上計20単位修得することが必要です。

3 「各教科の指導法に関する科目」は、取得しようとする免許教科について修得することが必要です。

4 取得しようとする教科の1種免許状を有し、専修免許状を取得しようとする場合は、専修免許状に係る最低修得単位数のうち、1種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなし、「大学が独自に設定する科目」について24単位を大学院等で修得します。

2 教科の領域の一部に係る高等学校教諭1種免許状を有する者は、次の表の単位修得により、その教科全体の高等学校教諭1種免許状を取得することができます。

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

取得しようとする 高等学校教諭1種 免許状の教科	基礎となる免許状の教科	最低修得単位数 (注) 1	
		教科に関する専門的 事項に関する科目(注)2	各教科の指導法 に関する科目(注)3
保健体育	柔道又は剣道	16	3
工業	情報技術、建築、 インテリア又はデザイン	16	
商業	情報処理又は計算実務	16	

(注) 1 単位は、認定課程を有する大学（短期大学を除く）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

2 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法については、下記の修得方法に従い、免許教科の種類に応じて、各1単位以上計16単位修得することが必要です。

3 「各教科の指導法に関する科目」は、取得しようとする免許教科について修得することが必要です。

(2) 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
		1種
保健体育	体育実技	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	
	生理学（運動生理学を含む。）	1単位以上必修
	衛生学・公衆衛生学	1単位以上必修
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1単位以上必修
	計	16単位
工業	工業の関係科目	
	職業指導	1単位以上必修
	計	16単位
商業	商業の関係科目	
	職業指導	1単位以上必修
	計	16単位

第4節 実習教科の免許状の取得方法（免許法第6条別表第5及び同法附則第9項）

実習教科に係る高等学校教諭免許状は、免許法第6条別表第5又は同法附則第9項により取得することができます。

1 免許法第6条別表第5による実習教科の高等学校教諭免許状の取得方法 基礎資格及び最低修得単位数

取得しようとする 高等学校教諭の 実習免許状の種類		基 礎 資 格	最低修得 単 位 数 (注) 1
看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 商船実習	1 種 免許状 (注) 2	イ 大学において取得しようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	—
		ロ 取得しようとする免許教科の高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、3年以上高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習担任教員として良好な勤務成績で勤務していること。	10 (注) 2
	専 修 免許状 (注) 3	取得しようとする実習教科の高等学校教諭1種免許状を取得した後、3年以上高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習担任教員として良好な勤務成績で勤務していること。	15 (注) 3

(注) 1 単位は、基礎資格欄に定める各免許状を取得した後に修得したものに限られます。

2 1種免許状を取得するために必要な単位は、認定課程を有する大学（短期大学を除く。）、認定講習、公開講座等において、次頁の2の(2)実習教科に係る高等学校教諭1種免許状の単位修得方法に定めるとおり修得することが必要です。

3 専修免許状を取得するために必要な単位は、大学院の課程、大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程又はこれと同レベルの認定講習等において「大学が独自に設定する科目」について修得することが必要です。

ただし、3単位までは、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をもって替えることができます。

2 高等学校実習助手の在職年数による実習教科の高等学校教諭 1 種免許状の取得方法（免許法附則第9項）

（1）基礎資格及び最低修得単位数

取得しようとする高等学校教諭 1 種実習免許状の種類	基 礎 資 格	在 職 年 数	最低修得単位数 (注) 1
看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 商船実習	イ 大学において取得しようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること。	3	10
	ロ 高等専門学校において取得しようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第121条に定める準学士の称号を有すること。	3	10
	ハ 高等学校において取得しようとする免許教科に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。	6	10
	ニ 9年以上取得しようとする免許教科に関する実地の経験を有すること。	3	10

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎資格欄に定める基礎資格を取得した後のものに限られます。

1 種免許状を取得するために必要な単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等において、下記の(2)実習教科に係る高等学校教諭 1 種免許状の単位修得方法に定めるとおり修得することが必要です。

（2）実習教科に係る高等学校教諭 1 種免許状の単位修得方法（県教委規則別表第3）

免許状の種類		高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の 1 種免許状	
		免許法第6条別表第5ロの適用を受ける場合	免許法附則第9項の適用を受ける場合
在 職 年 数		3 年	上記 2 (1) 表の在職年数
最 低 修 得 単 位 数		10	10
教科に関する専門的事項に関する科目		5 (注) 1	5 (注) 1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		5	5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目	2	2
	各教科の指導法に関する科目	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
	上欄に掲げる科目又は教職実践演習	1	1

(注) 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法については、次頁の「(3)実習教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法」に従って修得することを要します。

(3) 実習教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
		1 種
看護実習	1 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	3 科目以上 各 1 単位以上
	2 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	
	3 看護実習 (注)	
	計	5 単位
家庭実習	1 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	3 科目以上 各 1 単位以上
	2 被服学(被服製作実習を含む。)	
	3 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
	4 住居学(製図を含む。)	
	5 保育学(実習及び家庭看護を含む。)	
	6 家庭電気・家庭機械・情報処理	
	計	5 単位
情報実習	1 情報社会・情報倫理	3 科目以上 各 1 単位以上
	2 コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	
	3 情報システム(実習を含む。)	
	4 情報通信ネットワーク(実習を含む。)	
	5 マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	
	6 情報と職業	
	計	5 単位
福祉実習	1 社会福祉学(職業指導を含む。)	3 科目以上 各 1 単位以上
	2 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	
	3 社会福祉援助技術	
	4 介護理論・介護技術	
	5 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	
	6 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	
	7 加齢に関する理解・障害に関する理解	
	計	5 単位
農業実習	1 農業の関係科目	4 単位以上
	2 職業指導	1 単位以上
	計	5 単位
工業実習	1 工業の関係科目	4 単位以上
	2 職業指導	1 単位以上
	計	5 単位
商業実習	1 商業の関係科目	4 単位以上
	2 職業指導	1 単位以上
	計	5 単位
水産実習	1 水産の関係科目	4 単位以上
	2 職業指導	1 単位以上
	計	5 単位
商船実習	1 商船の関係科目	4 単位以上
	2 職業指導	1 単位以上
	計	5 単位

(注) 「 」内の事項については、そのうち1以上の事項について修得する必要があります。

看護実習に係る教科に関する専門的事項に関する科目欄のうち、「看護実習」については、当該教科に関する専門的事項に関する科目欄に記載の他の科目の単位をもって替えることができます。

第5節 無線通信士、海技士等の資格による免許状の取得方法（免許法施行法第2条第1項）

高等学校（同等以上の資格を有する者を含む。）を卒業している者で、次の表に掲げる基礎資格を満たしている場合は、同表に掲げる教科の高等学校1種免許状を取得することができます。

1 基礎資格

取得しようとする免許状	基 礎 資 格	根 拠 規 定
高等学校教諭 1 種 免 許 状 （ 工 業 ）	第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの。	施行法第2条第1項 第20の2号（ロ）
高等学校教諭 1 種 免 許 状 （ 商 船 ）	3級海技士（航海）又は3級海技士（機関）の海技免許状（船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。）を有し、5年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの。	施行法第2条第1項 第20の4号

(注) 単位修得は要しません。

第 8 章 隣接校種の教諭の普通免許状

第 1 節 教員歴と単位修得による隣接校種免許状の取得方法

(免許法第 6 条別表第 8 及び免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号)

隣接校種に係る教諭の免許状は、免許法第 6 条別表第 8 又は免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号により取得することができます。

1 免許法第 6 条別表第 8 による隣接校種免許状の取得方法

小・中・高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、その有する免許状に相当する学校の教員としての在職年数と単位修得により、隣接校種の普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

有することを必要とする学校の免許状に相当する学校の教員としての在職年数（注） 1								3 年		
取得しようとする 免許状の種 類	有することを必要とする 学校の免許状 （基礎となる免許状）	最 低 修 得 単 位 数（注） 2								
		教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育 内容の 指導法 に 関する 科目	各教科 の指導 法に 関する 科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（注） 3				大学 が独自 に設定 する科目	
					道徳 の理論 及び指 導法	生徒指 導の理 論及び 方法	教育相談（カウ ンセリングに 関する基礎的 な知識を含む。） の理論及び方法	進路指導 及びキャ リア教育 の理論及 び方法		
小 学 校 教諭 2 種 免 許 状	幼 稚 園 教 諭 普 通 免 許 状	—	—	1 0	1	2				—
	中 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	—	—	1 0	—	2				—
中 学 校 教諭 2 種 免 許 状	小 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	1 0	—	2	—	2				—
	高 等 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	—	—	2	1	2				4
高等学校 教諭 1 種 免 許 状	中 学 校 教 諭 普 通 免 許 状 （2種免許状を除く）	—	—	2	—	2				8
幼稚園 教諭 2 種 免 許 状	小 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	—	6	—	—	—				—
備 考	1 「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科（保育内容）の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」については、受けようとする免許状の種類ごとに 6 9 頁から 7 0 頁に定めるとおり修得すること。 2 高等学校及び中学校教諭の免許状の授与を受ける場合の免許状に係る教科については 7 0 頁の表によること。									

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。

3 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの事項全てを含んで修得することが必要です。

(2) 小学校教諭2種免許状を取得する場合の「各教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法

①「各教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法については、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図面工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法に関する科目を各2単位以上計10単位以上修得する必要があります。

ただし、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科は除かれますので、除かれた教科以外の教科の指導法に関する科目を修得する必要があります。

(3) 中学校教諭2種免許状を取得する場合の単位の修得方法

①「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法については、17頁の「2 単位の修得方法」と同様に免許教科の種類に応じて、各科目につき1単位以上計10単位以上修得する必要があります。

②「各教科の指導法に関する科目」の単位については、取得しようとする免許教科の指導法に関する科目の単位を修得する必要があります。

③「大学が独自に設定する科目」の修得方法については、中学校の「教科に関する専門的事項に関する科目、取得しようとする免許教科に応じた「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する必要があります。ただし一部免許教科については修得すべき単位は次のとおり定められていますので、次に示した科目の単位を含めて修得する必要があります。

(1) 国語の免許状を取得する場合・・・書道（書写を中心とする。）について1単位以上

(2) 地理歴史の免許を有する者が社会の免許状を取得する場合・・・「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上

※「 」内の事項については、そのうち1以上の事項について修得する必要があります。

(3) 公民の免許を有する者が社会の免許状を取得する場合・・・日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上

(4) 理科の免許状を取得する場合・・・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上

(5) 美術の免許状を取得する場合・・・工芸について1単位以上

(6) 技術の免許状を取得する場合・・・材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ1単位以上

(4) 高等学校教諭1種免許状を取得する場合の単位の修得方法

①「各教科の指導法に関する科目」の単位については、取得しようとする免許教科の指導法に関する科目を修得する必要があります。

②「大学が独自に設定する科目」の修得方法については、高等学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」、取得しようとする免許教科に応じた「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する必要があります。ただし一部免許教科については、修得すべき単位が次のとおり定められていますので、次に示した科目の単位を含めて修得する必要があります。

(1) 地理歴史の免許状を取得する場合・・・日本史、外国史、人文地理学・自然地理学及び地誌のうち1以上の科目について1単位以上

(2) 公民の免許状を取得する場合・・・「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」及び「哲学、倫理学、宗教学、心理学」のうち1以上の科目について1単位以上

※「 」内の事項については、そのうち1以上の事項について修得する必要があります。

(3) 情報の免許状を取得する場合・・・情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上

(4) 工業の免許状を取得する場合・・・工業の関係科目及び職業指導についてそれぞれ2単位以上

(5) 高等学校又は中学校教諭の免許状を取得する場合の免許状に係る教科の対応表（小学校教諭の免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合を除く）。

中学校教諭免許状の教科の種類	高等学校教諭免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
英語（外国語）	英語（外国語）
宗教	宗教

2 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号による隣接校種免許状の取得方法

小・中・高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、その有する免許状に相当する学校の教員としての在職年数に加え、受けようとする免許状に相当する学校の教員としての在職年数がある場合、半数を限度として、3単位にその在職年数を乗じた単位数を修得したものとみなされます。

この方法により、隣接校種の普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

(1) 小学校教諭2種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第7）

免許状の種類		小学校教諭2種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		幼稚園教諭普通免許状		中学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	1	2
最低修得単位数		10	7	9	6
各教科の指導法に関する科目		7	5	7	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	—	—
	生徒指導の理論及び方法	2	1	2	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数には、義務教育学校又は特別支援学校の小学部で勤務した期間を含みます。ただし、休職、育児休業、病欠休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。

3 「各教科の指導法に関する科目」の単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとします。

(1) 最低修得単位数が7単位である場合については、4以上の教科の指導法に関する科目を修得するものとし、4の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち3以上について2単位以上又は5の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとします。

(2) 最低修得単位数が5単位である場合については、3以上の教科の指導法に関する科目を修得するものとし、3の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとします。

(2) 中学校教諭2種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第7）

免許状の種類		中学校教諭2種免許状				
有することを必要とする学校の免許状		小学校教諭普通免許状			高等学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	3	1	2
最低修得単位数		11	8	7	6	5
教科に関する専門的事項に関する科目		7	5	5	—	—
各教科の指導法に関する科目		2	1	1	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	—	—	—	1	1
	生徒指導の理論及び方法	2	2	1	1	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目		—	—	—	3	2

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、中学校（義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部を含む。）において当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。

(3) 高等学校教諭1種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第7）

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状	
有することを必要とする学校の免許状		中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2
最低修得単位数		9	6
各教科の指導法に関する科目		1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
大学が独自に設定する科目		6	4

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。